

1 改正の理由

2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向。

2 改正の概要

建築分野における脱炭素化を一層促進する実効性のある取組として、以下のとおり改正。

①新築住宅が満たすべき省エネ性能を ZEH基準 に強化

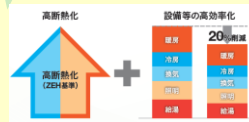
対象： **全ての新築住宅**（店舗併用住宅や共同住宅なども含む）

内容： { 屋根や壁、窓などを現行基準より**高断熱化**
暖冷房や給湯などのエネルギー消費量を現行基準より**20%削減** }

並行して、断熱設計・施工講習会の開催、窓口の個別相談対応等の**事業者支援**を実施

(R10.4.1 施行)

全国初
国に先駆け



②延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設

一般住宅は概ね対象外

設備容量：太陽光発電の場合4.5kW~45kW相当

(R10.4.1 施行)



③延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設

説明内容： { 省エネ関係：断熱性能の提案、費用対効果など
再エネ関係：導入可能な設備・容量の提案、費用対効果など }

説明内容・精度の差異を解消するとともに**設計者の負担軽減**のため説明マニュアルを作成

(R9.4.1 施行)



3 期待される効果

経済的+快適+健康

- ・光熱費の削減につながる
- ・冬暖かく、夏涼しい住まいを実現
- ・ヒートショックなどの健康リスクも低減

経済的+非常時の安心

- ・光熱費の削減につながる
- ・非常電源としての活用

省エネ・再エネを理解・選べる仕組

- ・建築主が理解して選択できる環境整備